

## 第8回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年8月21日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年8月21日（水）午前11時40分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
2番 大森 進次君      5番 光成 良充君      9番 原田 素代君  
11番 松田 勲君      13番 福木 京子君      15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 説明のために出席した者  
市長 友實 武則君      副市長 前田 正之君  
副市長 川島 明昌君      市民生活部長 作本 直美君  
保健福祉部長 入矢五和夫君      赤坂支所長兼市民生活課長 土井 常男君  
熊山支所長兼市民生活課長 矢部 恭英君      吉井支所長兼市民生活課長 是松 誠君  
市民課長兼協働推進課長 稲生真由美君      環境課長 大窄 暢毅君  
社会福祉課長 原田 光治君      子育て支援課長 馬場 弘祥君  
健康増進課長 石原万輝子君      介護保険課長 谷名菜穂子君
- 7 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君      主 査 細川 伸也君
- 8 協議事項 1) 事業の進捗状況について  
2) その他  
・ 令和元年9月議会定例会提出予定議案について  
・ その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日はお暑い中、またお忙しい中、第8回の厚生常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日の協議内容でございますけれども、事業の進捗状況について、それから令和元年度の9月の定例議会へ提出させていただく議案についての説明及びその他の案件とさせていただきます。

そして、この機会を使って御報告をさせていただきます。

今月8月15日に台風10号が赤磐市、岡山県の直近のところを通過してまいりました。暴風警報が発令され、そしてそれを受けて災害対策の準備を整えて待ち受けました。しかしながら、公共的な被害、これは案件がございませんでした。そういったことをこの場をおかりして御報告させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

1番目、事業の進捗状況について執行部のほうから説明をお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、事業の進捗状況を市民生活部といたしまして、協働推進課、環境課からそれぞれ御報告をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、市民生活部資料1ページをお開きください。

市民活動実践モデル事業の実践報告会の御案内でございます。9月7日土曜日13時30分からハートフル太陽の地域交流スペースで開催いたします。1部は平成30年度の市民活動実践モデル事業実践報告会で5団体が発表します。2部は令和2年度の市民活動実践モデル事業について協働推進課担当が説明します。第3部は人形劇モモちゃんの花かんむりを人形劇団どんぶらが講演します。なお、この事業は平成30年度市民活動実践モデル事業行政提案型で実施した

ものでございます。詳細につきましては、2ページから3ページのリーフレットを、委員の皆様にはカラーのものを別にお配りしております。そちらをごらんください。お時間がございましたら、ぜひ御来場いただきますようお願いいたします。

協働推進課からは以上でございます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、引き続き環境課から御説明をいたします。

資料1ページの下段をお願いします。

山陽桜が丘清掃センター及び赤坂環境センター解体撤去工事についてでございます。

各センターにおきまして工事を進めているところでございますが、先般、中島、桜が丘西、多賀のそれぞれの区長、町内会長さんを通じまして工事の進捗状況及び当面、この8月の作業スケジュールをお知らせしてまいりました。現在桜が丘清掃センターにつきましては、有害な物質が大気中などに排出されないよう建物の密閉養生を行い内装部材、建屋内の装備品でありますとか、そちらの解体、それから外壁の塗装及びコーキング、目地材になりますが、こちらのアスベストの除去、機械設備のダイオキシン類の除染準備などを進めています。また、赤坂環境センターにつきましては、ダイオキシン類の除染準備などが完了しまして、機械設備の除染工事から解体まで、また建物、外壁などのアスベストの除去工事を施工しているところでございます。工事につきましては、今後も当委員会で適宜進捗状況等を御報告させていただきながら、引き続き適正かつ安全に進めてまいりたいと考えております。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続いて、保健福祉部からですね。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、保健福祉部の進捗状況といたしまして、介護保険課のほうから説明をさせていただきます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 介護保険課から御説明させていただきたいと思っております。

資料1、2について御説明したいのですが、保健福祉部資料4ページの次のところを開いていただきますと資料1、2とありますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、資料1をごらんください。

8月30日13時30分より支え合いフォーラムを開催いたします。これは社会福祉協議会と赤磐市が協同で開催するフォーラムですが、広げよう支え合いの輪というテーマで開催します。地

域づくりに関心のある市民はどなたでも参加できます。第1部では基調講演にNPO法人みんなの集落研究所の阿部典子首席研究員にお話をいただき、2部は実際県内で実践している支え合い活動を紹介して活動の参考にしていただきたいと考えているところです。赤磐市の事例も紹介していきます。昨日の時点では210人程度の申し込みがありますが、もう少し席に余裕があり受け付けもできますので、お知り合いの方にお声をかけていただけたらと思います。

次に、隣のページの資料2といたしまして、なんでも相談会 in 赤磐の御紹介をしたいと思います。

これは高齢者も障害者も子育て中の方も、誰でも法律、福祉などに関する困り事があり、誰に相談していいか悩んでいらっしゃる方が御利用できる専門家による無料相談会です。この事業は県内各地で高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会がチームを組んで巡回しており、今年度秋の開催は赤磐市を会場にします。9月28日中央公民館において10時から3時まで相談を受け付けます。事前予約の必要もありません。チラシにありますようにどうしても来れない方は電話の相談も受け付けております。また、同時開催として午前中成年後見制度の基礎講座もごさいます。こちら委員さんが日ごろから御相談に乗っていたり御心配を抱えていらっしゃるような方で勧めてあげたい人などございましたら、ぜひ御案内よろしくお願ひします。市民の方には広報あかいわ9月号、ホームページ、広告モニター行政情報などで御紹介していきます。

介護保険課からの説明は以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

では、執行部の説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。

まず、市民生活部のほうから質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、引き続き保健福祉部のほうの質疑を受けたいと思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、質疑はないようですので、引き続きその他について御説明のほうお願ひしたいと思います。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、市民生活部案件といたしまして令和元年9月議会の定例会提出予定議案について、市民課、協働推進課、環境課、それぞれ御説明をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 市民課より令和元年度9月議会定例会提出予定議案について説明します。

市民生活部資料4ページをお開きください。

(1) 赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に交付されたことに伴い令和元年11月5日より住民基本台帳への旧氏併記が可能となります。申請は必要になりますが、旧氏を住民票に記載できるようになるため、印鑑登録及び証明についても旧氏での登録、証明ができるように改正するものです。旧氏とはその者が過去に称していた氏のことでありまして、例えば婚姻等で氏が変更になった場合には婚姻前の氏を言います。市民への周知等につきましては、広報やホームページに掲載する予定です。

次に、(2) 令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成30年度決算による前年度繰越金の確定によりまして、歳入の繰越金と歳出の予備費をそれぞれ2億2,019万7,000円増額するものです。

続いて、(3) 令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度決算による前年度繰越金の確定によりまして、歳入の繰越金と歳出の予備費をそれぞれ343万2,000円増額するものです。

以上で市民課からの説明を終わります。

続きまして、協働推進課から9月議会定例会提出予定議案について説明させていただきます。

市民生活部資料5ページをお開きください。

人権擁護委員14名のうち今年度、ことしの12月31日で任期満了となる委員が5名おります。新任1名、再任4名を推薦し、意見を求めるものです。新任、再任委員の候補の方の略歴等につきましては、8月22日の全員協議会の資料に添付させていただき、この委員会では人権擁護委員の推薦方法等について説明させていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づきまして、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために設置するもので、法務大臣が委嘱するものでございます。委嘱に当たりましては、市町村長が候補者を選び、議会の意見を聞いた上で法務局に推薦するものでございます。

任期及び年齢制限についてでございますが、任期につきましては、人権擁護委員法第9条に基づき3年となっております。年齢制限につきましては、新任の場合は68歳以下、再任の場合は75歳未満となっております。また今回の任期でございますが、令和2年1月1日から令和4年12月31日でございます。

以上で協働推進課からの説明を終わります。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、引き続きまして環境課から9月定例会の予定議案について御説明をさせていただきます。

資料のほうは、同じ資料5ページのほうをお願いします。

5ページの中段より下になりますが、(1)柵原、吉井、英田火葬場施設組合規約の変更についてでございます。一部事務組合の規約の改正には、各構成市町の議会の議決が必要となるため、提出させていただくものでございます。内容につきましては、現在副管理者の職務につきまして、管理者に事故があった場合3人の副管理者のうちあらかじめ管理者が定めた順序によって職務代理を選出することとなっておりますが、変更後は副管理者のうち就任期間が最も長い者を職務代理者とするよう規定するものでございまして、職務代理者の選任基準をより明確化するというものでございます。なお、施行日は議決後県知事の許可を受けた日としております。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

引き続き、保健福祉部。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、保健福祉部のその他といたしまして、9月議会定例会の提出予定案件について説明させていただきます。

今回の議会では、各会計の決算認定のほかに、子育て関係の条例改正が2件と一般会計、特別会計の補正予算の計上を予定しております。また、本日は特に説明をいたしませんけれども、前回の委員会で御説明申しました吉井シルバーワークセンターの事故の専決処分の報告もさせていただく予定としておりますのでよろしく申し上げます。それでは、各課長から課ごとに説明させていただきます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） それでは、保健福祉部資料の1ページをお願いいたします。

社会福祉課からは、一般会計補正予算としまして以下の2点について予定しております。

1点目が幼児教育、保育無償化に対応するための自立支援給付システムの改修費ということで、これは10月から始まる予定にしております幼・保無償化の関連で3歳から5歳までの障害のある子供たちのための児童発達支援等の利用者負担についても無償化されるということに対応するためのものです。

2点目が生活保護法改正に伴うマイナンバー情報連携追加に伴うシステム改修費でございま

す。こちらのほうは、大学進学時等に進学のために必要な費用が給付できるような制度が法改正で追加されておりまして、それに対応するためのものとなっております。

歳入、歳出につきましては、先ほどの幼・保無償化関連につきましては、国庫のほうで10分の10ということで、入出同額が計上されております。生活保護法のシステム関係につきましては、入のほうで国庫3分の2、出のほうでそこでごらんいただきますと35万2,000円という金額が計上されております。

社会福祉課からは以上です。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 資料1ページ、子育て支援課から令和元年9月議会定例会提出予定案件について説明します。

条例改正を2件上げています。

まず、(1)赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、厚生労働省令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令）により改正を行うものです。内容は国の最低基準の緩和が行われたことによる改正であります。1つは、①連携施設の確保義務の適用猶予期間の延長で家庭的保育事業者等については、連携施設を確保しないことができる経過措置の期限をさらに5年間延長することとする。②卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。これは、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするという改正です。ただし、この場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととされています。それから、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を要することとするという改正です。

続きまして、資料の2ページになりますが、③家庭的保育者の居宅以外で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長です。省令附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることとする。

以上の改正内容です。

それから、2つ目の条例改正についてですが、(2)赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、改正を行うものです。内容は基準省令の改正及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

まず、①放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務、権限について指定都市も実施可能。これは放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならないこととしていたが、いわゆる政令指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとすると改正されました。

次に、②専門職大学の創設に伴う学校教育法の一部を改正する法律の施行による資格要件の追加で、学校教育法の規定による大学において当該学科または当該課程を修めて卒業した者に加えて、当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者も含むとされました。

以上が条例改正の内容です。

続きまして、(3)令和元年赤磐市一般会計補正予算（第2号）について説明します。

幼児教育・保育無償化に伴う制度改正への対応による補正予算です。まず、歳入として児童福祉費負担金として保育所負担金、こちらは副食費の現年度分として189万円計上しております。これは、10月以降、これまで保育料の一部として納付されていた副食費、副食費というのは食材料費のおかず代、おやつ等になりますが、その副食費が無償化対象とならないことにより利用者からの副食費分の納付額を歳入として計上するものです。189万円の内訳は単価4,500円掛ける納付対象となる保護者の件数が70件で6カ月で計算しております。

次に、児童福祉費負担金、こちらは子育てのための施設等利用給付交付金509万3,000円を計上しております。制度改正にかかわる事業費に対する交付金です。

続いて、児童福祉費補助金として子ども・子育て支援事業費補助金、こちら83万8,000円を計上しております。こちらも制度改正にかかわる事務費等に対する補助金です。

資料3ページ、歳出になります。

歳出ですけれども、一般管理費として印刷製本費10万3,000円、こちらは副食費の納付書印刷のために計上しております。それから、委託料として73万5,000円、こちらは制度改正のためのシステム改修の委託料です。

以上の支出につきましては、先ほど歳入で説明しました補助率10分の10、子ども・子育て支援事業費補助金対象となるものです。

続きまして保育園運営事業で扶助費、施設等利用給付費509万3,000円を計上しております。こちらの支出は無償化の対象となる預かり保育事業並びに認可外保育施設利用の場合を想定し計上するものです。

以上の支出についても実績に応じて国からの、先ほど歳入で説明しました子育てのための施



設等利用給付交付金、こちら10分の10の補助ですけれども、これが充てられるものです。内訳としましては、預かり保育に関しまして26件、それから単価として1万1,300円掛ける6カ月で176万3,000円、それから認可外施設等の利用につきましては、件数を15件として単価が3万7,000円掛ける6カ月の333万円を計上しております。

以上で子育て支援課の9月議会提出予定議案についての説明を終わります。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課より説明させていただきます。

令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）についてですが、特別会計繰出金です。

平成30年度決算による繰出金の確定に伴い、訪問看護ステーション事業特別会計への繰出金を437万5,000円減額と、国民健康保険特別会計への繰出金を3,864万2,000円減額といたします。

次に、(2)令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

熊山診療施設勘定です。平成30年度決算による繰越金の増額とそれにあわせ一般会計からの繰入金を減額するものです。2,181万5,000円をそれぞれ計上いたします。

次に、佐伯北・是里診療施設勘定ですが、同じく平成30年度決算による繰越金1,412万7,000円の増額と過疎対策事業債270万円の増額、そしてそれにあわせ一般会計繰入金を1,682万7,000円減額するものです。

次に、(3)令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、こちらにつきましても、平成30年度決算による繰越金の増額とそれにあわせ一般会計からの繰入金を減額いたします。それぞれ437万5,000円を計上させていただきます。

以上、説明を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） それでは、4ページをごらんください。

(1)令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）から御説明させていただきます。

一般会計は平成30年度の介護保険事業精算によるもので、歳出の低所得者対策につきまして国、県、市町村へそれぞれ追加交付されるものです。また、特別会計繰入金は主に事務費と地域支援事業の市の負担分の返還金でございます。

次に、(2)介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

このたびの補正予算は、昨年度の事業費の確定による支払基金からの追加交付金、保険料剰余金の基金積み立て、前年度繰越金、国、県への返還金、一般会計への精算返還金等の計上を行うものでございます。まず、保険事業勘定の歳入でございますが、支払基金交付金は前年度

の事業費確定により過年度分の追加交付金で介護給付費交付金287万5,000円と地域支援事業交付金18万9,000円を計上いたしております。低所得者の保険料軽減繰入金8,000円は前年度の事業費確定による過年度分の国、県等からの追加交付金でございます、一般会計を通して交付されております。繰越金は前年度の剰余金1億4,166万円を増額させていただくものです。保険事業勘定の歳出につきましては、地域支援事業費高額介護予防サービス費相当事業費につきましては、昨年度の事業費確定により還付額が確定したことにより8万円の減額、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は8万円を増額するものでございます。介護給付費準備基金積立金は前年度の事業費確定により剰余金9,897万8,000円を基金に積み立てるものでございます。償還金は前年度の保険給付費地域支援事業費の確定に伴う国、県への支出金の精算による返還金の増額でございます。一般会計繰出金につきましても、前年度精算により地域支援事業交付金の市負担分等の返還金として一般会計繰出金730万4,000円を増額させていただいております。予備費は財源調整のために91万3,000円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定を説明します。

まず、歳入でございますが、前年度の事業費確定により繰越金95万4,000円を増額させていただいており、歳出において予備費といたしまして同額の95万4,000円を増額し財源調整させていただいております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続きまして、その他で委員または執行部のほうからございましたらお願いたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、一部事務組合、和気北部衛生施設組合につきまして御報告案件がございますので、環境課長より御説明させていただきます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、和気北部衛生施設組合における備前市の脱退につきまして御報告をさせていただきます。

去る7月25日、和気北部衛生施設組合議会臨時会が開催されまして、管理者からの諸般の報告の中で備前市からの組合脱退の意向につきましてのお話がありました。その内容につきましては、平成31年3月22日付で備前市長及び備前市議会議長の連名によりまして和気北部衛生施設組合管理者宛てに脱退したいとの届け出が提出されたというものでございます。また、同6月24日付で備前市長から脱退時期のめどを令和2年3月31日とする旨の通知もございました。現在、正副管理者会議及び担当部課長会等で脱退するのであれば費用負担等をどのようにするかなどを検討しているところでございます。今後の組合議会の動向につきましては、当委員会

でも御報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、保健福祉部の関係その他のほうを報告させていただきます。

まず、社会福祉課の関係でございますけれども、資料はございません。

和気老人ホーム組合についての御報告でございます。

こちら、去る令和元年7月25日開催の第2回和気老人ホーム組合議会臨時会で管理者の諸般の報告におきまして、ことし4月17日付で備前市長及び備前市議会議長の連名で令和3年3月31日をもって老人ホーム組合から脱退したいという届け出がございましたという説明がありました。現在、正副管理者会議及び担当部課長会議のほうで脱退するとなれば費用負担等どのようにするか等の検討を行っているところでございます。今後組合議会等で動きがございましたら、現状につきまして当委員会へも御報告をさせていただきますのでよろしくお願いします。

続きまして、こちら資料はございません。

柵原吉井特別養護老人ホーム組合についての御報告でございます。

去る令和元年7月29日開催の第2回柵原吉井特別養護老人ホーム組合管理者会議におきまして各種協議を行っていたところ、その中で組合から市長への償還金について、平成27年度の介護報酬の減額改定により1,800万円の減収となっている、29年から平成31年度の3カ年については、償還金を据え置いていただいた経緯があり、本年が最終年度となっていますということで、しかしながら経営状況はなかなか改善が見られないということで、さらに3年間の据え置きをお願いしたいという申し出があったものでございます。正副管理者会議においては、さらに3年間の据え置きというのはやむなしというふうな受けとめたものの、人件費の総額の抑制、再任用制度の活用による正規職員の不補充、老朽化に伴う備品購入、施設の修繕計画の見直しなど経費節減の徹底をより強く図っていただくということを条件に認めるかというお話が出ております。基本的にはただいま申し上げました方向で進めたいと考えておりますけれども、今後組合議会等でも議論をしていただくようになります。動きがございましたら、状況等につきましては、本委員会のほうにも報告をさせていただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

その他、子育て支援課、健康増進課のほうの案件につきましては、課長のほうから報告させていただきます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 子育て支援課から幼児教育・保育の無償化の実施について説明させていただきます。

資料の最終ページ、資料3になります、ごらんください。

10月1日から無償化が実施されますが、まず幼稚園、保育所、認定こども園等の利用につきまして、こちらの無償化ですけれども、対象者は幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。それから食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当の世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては副食費、こちらはおかず、おやつ等になるんですけれども、こちらの費用も免除されます。今年度認可保育施設等を既に利用している人は特に改めて認定を受ける必要はありません。それから、ゼロ歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。赤磐市については以前から非課税世帯については無償化をしておりますので引き続きということになります。対象となる施設、事業ですけれども、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、これは先ほど条例改正の説明でも説明させていただきましたが、家庭的保育事業等の事業です。細かく言いますと、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。それから、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象とされます。

それから、幼稚園の預かり保育を利用することにつきまして、こちらも無償化の対象となります。ただし、無償化の対象となるためには市から利用月の前月までに保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるには、父母の就労などの要件、これは通常保育所等に入所する場合の条件と同じになります。この認定の必要がないと無償化の対象とはなりません。幼稚園の利用に加えて利用日数に応じて最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。

それから、認可外保育施設等を利用する場合ですけれども、こちらも無償化の対象となるためには、先ほどと同様に市から利用月の前月までに保育の必要性の認定を受ける必要があります。あくまでも保育所、認定こども園等を利用できていない人が対象になります。3歳から5歳までの子供たちは月額3万7,000円まで、それからゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。対象となる施設、事業につきましては、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象としています。認可外保育施設とは一般的な認可外の保育施設で、あと地方自治体独自の認証保育施設、それからベビーシッター、認可外の事業所内保育所などを指しております。それから、就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても同様に3歳から5歳までの利用料は無償化となります。

以上、幼児教育・保育の無償化の実施についての説明を終わります。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 続きまして、健康増進課より1件御報告をいたします。

全国町村会総合賠償補償保険事故が発生いたしました。処分が決定いたしましたら改めて御報告いたしますが、概要を申し上げますと、去る7月22日、市が実施いたしました子育てサロンの事業におきまして、講師が5歳児に行った行為により児の左肘関節が脱臼したという事故です。幸いそのお子様は医療機関を受診し回復されました。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（光成良充君） 説明が終わりました。

委員のほうから何かその他ございますか。

○委員（岡崎達義君） さっきの報告の中でもいいですか。

○委員長（光成良充君） はい。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ちょっとわからなかったんですけど、保健福祉部の1ページの下の方の子育て支援課の②の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする、ここから下の意味がちょっとよくわからんですけど。ここをちょっとわかりやすく説明していただけますか。

○委員長（光成良充君） 答弁をお願いしていいですか。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 家庭的保育事業等の条例改正にかかわる件ですけれども、卒園後の受け皿の提供を行うってことですけれども、家庭的保育事業等というのが通常ゼロから2歳児までの保育を目的に設置されている事業です。ですから、3歳以上になりますとそういった家庭的保育事業を実施している事業者については実施において連携施設を確保しないといけないということになっておるんですけども、それにつきまして今まで5年間猶予期間がありました。それが今回5年からまたさらに10年延長されるということですがけれども…。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 家庭的保育事業者っていうのは、下から7行目の定義が利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設っていうのが家庭的保育事業者等の定義ですよね。それで、その定義があって市長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供にかかわる連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないこととしているっていう、この受け皿って何なんですか。前には卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするというのがあって、今度は確

保ししなければならないとすると。その最後の3行では、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとすると。これは満3歳以上の児童を受け入れている保育型保育事業所についてという前提がついてるんですけど、ここらあたりの関連と受け皿っていうのは一体何なんですかっていうことなんです。何で5年が10年になるんですか。もっともっとわかりやすく、誰が見ても説明できるような書き方をしていただかないと。何回読んでもわからんことでは困ります。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 受け皿についてですけども、受け皿というのはあくまでも家庭的保育事業等を実施後の3歳以上の子供を受けてもらう施設のことです。それは保育園であり認定こども園であり幼稚園でありということなんですけれども、それが受け皿としての連携施設をそういった家庭的保育事業者等は確保しておかないといけないっていうのが基準としてあります。先ほど、連携施設の確保を不要とされているんですけども、下から7行目以下のこの場合において以降の文章になるんですけども、ただしその家庭的保育事業者等には先ほど申しました保育園、こども園、幼稚園以外の利用定員が20人以上である企業主導型保育事業にかかわる施設、もしくは地方自治体が運営費支援を行っている認可外保育施設、これも20人以上の施設に連携の協力を行うものとして確保しないといけないですよという意味になります。

○委員（岡崎達義君） 要するにあれなんですね。連携施設は原則として確保を不要するんだけど、ともかく利用定員が20人以上である企業型の施設なんかについては確保しなければならないと、で最後の3行が来るわけですね。そういうことじゃないんですか。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 利用定員が20人以上の施設については、連携協力を行うものとしてではなく、家庭的保育事業者が連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない対象施設として利用定員が20人以上である企業主導型保育事業、それから地方自治体が…

…。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 済みません。内容の整理をさせていただきたいため、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○委員長（光成良充君） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時56分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 家庭的保育事業者の件について説明します。

先ほども申しましたが、家庭的保育事業者等というのは、ゼロ歳から2歳までの子を預かって実施する保育なんですけれども、3歳になりますとその後通常ですと保育園もしくはこども園、幼稚園、いずれかに移らないといけない形になります。そういった受け皿としての連携施設を確保しないといけないということになっております。ただし、先ほど申しました利用定員が20人以上である企業主導型保育事業、それから地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設、これは通常ですと保育園、こども園、それから幼稚園以外にこの2つの施設についても家庭的保育事業者が連携施設として確保しても……。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） わかりにくい説明で申しわけございません。自分なりに言葉をかみ砕いて言わせていただきたいと思います。当然、先ほど課長も申しましたようにゼロ歳から2歳までの保育ということで託児所とか認可外の保育施設とかそういうのがあって、それを家庭的保育事業者というふうに申し上げとんですけれども、そちら3歳になったときには次のところを見つけるのは施設として連携施設というのをつくっとかんといけんということになっておりますが、それが困難な場合は、先ほど申しましたように確保を不要とするというふうなお話です。ただ、そんな場合は先ほど申しました企業主導型保育施設、また自治体が支援をしているような施設と協力しておくことでもよいというようなことになっていきます。だから、10年にするというのは実際には長いというふうなお話もございませけれども、なかなか見つけられない、連携がとれないというふうなお話が多い中で10年間の猶予をしようというふうなお話になっていきます。ちなみに今赤磐市では、これを適用するよう施設はございません。ただ、今後のために法整備をしておくというふうなものでございます。

それと、卒園という言葉を使っておりますが3歳でございます。小学校に入るといふんじゃなくて、2歳が来て卒園をするんじゃけど、3歳から5歳までの間の確保ということでございます。受け皿というのはそういう意味でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員、よろしいか。

○委員（岡崎達義君） 大体わかった。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 今の確認で済みません。要は、ゼロ歳から2歳までの卒園という形にしてるけど、そういった託児所とかを含めて本当は確保せにゃいけんのんじゃけど、この条例はさらに10年間不要ですよということですね。本当はしなくちゃいけない。でも今回の特例の条例として、今まで延ばしとったけどさらに10年間確保しなくてもいいですよという条例なん

ですね。そう理解すればいいですね。3歳から5歳が基本的には保育園とか認定こども園とか幼稚園とかいろいろ入るようになってるじゃないですか。それまでの小さい子たちのいろんな施設とかがあるけど、そういったのを本当は確保せにゃいけんけど、しなくていいというのをこの条例でうたってるということですね。ただしが市長が必要云々はせにゃいけんけどということですね。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 2歳以降は施設として、受け皿というのを見つけとかんとだめですよ。ただ、なかなかそういう3歳以上の保育園とかはいつも定員いっぱいのところが多いですし、施設として見つけられんかったらやむを得ないだろうと。施設として絶対見つけんといけんというようなことは決めれないということで、ここで延長をしたというものでございます。

○委員（松田 勲君） 緩和策。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） そうです。緩和策でございます。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 続けて、隣のページの2ページなんですけれど、(2)の中で放課後児童健全育成事業の中で、①の指定都市の長となつとんですけれど、さっき言われたのは政令指定都市とかという話があったんですけど、これは赤磐市に全く関係ない条例じゃないんですか。なぜ入れるのかというのと。

あと、2番目のほうは、今まではそういった専門課程を卒業しないとだめだったけど、その中の例えば必要な前期課程を修了したのも含まれるということに緩和されたということで理解すればいいんですね。ちょっとそこだけ教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 放課後児童健全育成事業の条例改正に関してですけれども、放課後児童支援員の認定資格研修っていうのを実施、事務権限ですけれども、こちらを実施するのが県ということと規定していたんですけれども、ことしの4月以降は政令指定都市の長、例えば近隣ですと放課後児童支援員認定資格研修を岡山市の市長が実施することができる、そういう岡山市が実施する研修に参加した場合もいいということです。

それから、もう1つの専門職大学の創設に伴う改正ですけれども、こちらはことしの4月以降、学校教育法が改正になりまして、大学の種別として専門職大学という新たな形の創設があ



りました。その専門職大学の課程においても履修した場合は資格要件としてオーケーであるということです。ただ、専門職大学ですけれども、この近辺ではまだ設置されておきませんので、今後専門職大学が設置されて、そういった大学で履修した方も資格要件の対象になるという意味で今回の改正に至っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 確認なんですけれども、最初の1番は、政令市の岡山市とかで受けた人でも赤磐市でできますよってということですね。そのために入れとるということですね。今までは県とか国とかが研修しないとけなかったのを岡山市のほうで研修を受けた人もオーケーですよということをするために、これを入れるということですね。

それともう1個のほうは、専門職大学というのはどういった課程なんでしょうか。近辺にはないと言われたんですけど、例えばどういった課程の大学を入れられたということになるのでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 専門職大学ですけども、例えばの例を出すんですけども、岡山では岡山医療専門職大学っていうのが2020年4月開学予定でしたけれども、認可が延びて来年度以降の開設になりますが、そういった医療専門職の大学、ほとんどが医療専門、それから福祉専門職大学、他県の例になるんですけども、そういった名称で開設される場合が多いです。

以上です。

○委員（松田 勲君） 最初の質問は。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 例えば岡山市長が主催で、先ほど申しました放課後児童支援員の認定のための資格研修を開催した場合、その研修に赤磐市の方が参加することで履修要件としてオーケーであるということです。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございますか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 先ほどの保健福祉部の最後のところなんですけど、この保育っていうのは私立の保育所もはいつとるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

- 委員長（光成良充君） 馬場課長。
- 子育て支援課長（馬場弘祥君） 私立も含みます。
- 委員（岡崎達義君） わかりました。
- 委員長（光成良充君） 他にございませんか。
- 副委員長（原田素代君） ちょっとさっきの続きで1つだけ。
- 委員長（光成良充君） 原田委員。
- 副委員長（原田素代君） 前の保育園とか幼稚園とかという施設以外のファミリーサポートとかベビーシッターも対象となると書いてあるんですけど、そういう場合はこの告知ってかなり丁寧にしないと知られないだろうと。一般的には保育所か幼稚園っていう概念ですから、この辺はファミリーサポートやベビーシッターなんかを派遣しているようなところにもきちんと告知をしていただいたほうがいいと思うんですが、そういう準備はされますか。
- 委員長（光成良充君） 答弁を求めます。
- 子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 馬場課長。
- 子育て支援課長（馬場弘祥君） 告知の準備は進めております。中心になるのはこういった認可外の保育施設を利用する人よりも事業者のほうに告知といいますか案内のほうをさせてもらうようにする予定にしております。
- 委員長（光成良充君） 他にございませんようなので、とりあえずここで11時20分まで休憩したいと思います。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

- 委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 執行部のほうの話が終わりました、委員のほうからその他何かございますか。
- 副委員長（原田素代君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 原田副委員長。
- 副委員長（原田素代君） 今回はそれぞれの組合議会のほうから課題が出ておりますので、担当の組合議員もおいでになるので、それぞれ事情がわかるような報告をいただいた上で市長のほうで管理者としてかかわっていただいているわけですから、市長のほうも今後どうなるかわからないにしても、現状の認識をお答えいただけたらいいなど。具体的に言えば和気老人ホーム組合と和気北部衛生施設組合がそれぞれ備前市が脱退を申し出ていらっしゃるということと、柵原が償還をさらに3年間猶予するような話になっているというこの3つの組合議会の問題についてまずそれぞれかかわってる委員さんが簡単に報告をされて、市長のほうの見解もお尋ねして委員会として担当ですから、皆さんがわかっていたらいいなと思っておりますので、そのような議論をしていただければと思います。

○委員長（光成良充君） では、まず和気老人ホーム組合について、担当の委員さんは。

原田委員。

○副委員長（原田素代君） 福木委員と2人で担当ですが、福木委員は柵原のほうも両方兼ねてらっしゃるので、和気のほうは私のほうから。

実際は、せんだって組合議会がありまして、そのときの最後に事務局のほうから、その前かその前の前ぐらい、要するに1年前ぐらいから備前市が和気老人ホーム組合のほうの構成団体としてそろそろ脱退したいという発言があったということは聞いてはいたけど、つい直近の議会でも改めて脱退の意向を聞かせていただいているということを経理のほうから聞いております。まだ、結論は出てないということで、正副管理者のほうに今検討をお願いしている段階だということを知っています。ですから、老人ホーム組合議会の中ではこのことについては全く情報もいただいてませんし、脱退の意向があるというのは聞いてはいますが、正副管理者のほうからもこんなことを考えてると、例えば分担金の解決の方法とか全くないんです。そんな状況であります。

○委員長（光成良充君） 続いて、柵原吉井特別養護老人ホーム組合について。

福木委員。

○委員（福木京子君） これは、私が委員をしております、入矢部長が言われたとおりになんですけど、結局国からの介護報酬なんか減らされて相当経営も厳しくなって、ここ何年かでいろいろどこを減らすかというふうな議論もしてきて、結局提案が給食の民営化になったわけです。調理だけを民営化させて行財政改革をやろうというふうなことが決まって、私もいろいろ意見は言ったんですが、結局約1,000万円ぐらい赤字を解消したりしてここ何年ずっと努力をしてるんですが、やはり相当厳しくなって、全体が老朽化して、そういう修繕費なんかもかかたりというふうな状況でなかなか経営自体が相当努力をされておられます。けど厳しい状況があつて議会のほうでも、据え置き問題、そういう意見が出てきているという状況はあります。だから、今後、もしそういう分が提案されたらそこで大分議論されて、多分議員としてはそれはもう認めていかざるを得ないんじゃないかなというふうな意見も出されているんですけど、もっと議論はこれからだと思います。もし提案された場合。だから正副のそのあたりでは議員の意見を受けて議論されてるんじゃないかと思いますが。ぜひそれは相当の努力はしてこられておりますので、これはぜひ認めてあげるべきじゃないかなというふうには思っています。状況はそういうことです。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

和気北部衛生施設組合については、この中に議員がおられませんので、話ができませんけど、この3組合について管理者として市長が出られているんですけど、市長のほうから何かございましたらお話いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 今、関係するのが3組合と思ってたんですけども、和気北部衛生施設組合は説明が不要という理解でよろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） いえいえ、和気北部衛生施設組合については、この中に議員がいないので委員から話が出ないのでっていう話をしたところで。

○市長（友實武則君） 説明はするということでよろしいですね。

○委員長（光成良充君） 一緒をお願いします。

○市長（友實武則君） わかりました。

それから、私がこの3組合、管理者ではなくて副管理者として就任をさせていただいておりますので、訂正だけさせていただきます。

順番に言います。

まず、和気北部衛生施設組合、火葬場ですけども、これに関しては、確かに備前市が直近に脱退をしたいということがございます。これは正副管理者会議の中でも話が対立しているということをおっしゃっていただきます。私としては、広域行政、これは合併前に設置された組合でございますけども、これはその組合の設立の当時にさかのぼっても設立目的というのがいまだに達成しているということではなく、この必要性が継続していると思っております。そういった中で自治法上もこの組合の設立を定義されている中で、備前市の言っていることが納得できないということは根底にはありますけれども、自治法の解釈も平成の大合併以降少し緩和されてきているということもあるので、じゃあもう少し柔軟に考えていこうじゃないかというふうに正副管理者会議の中で議論をしております。そういった中で、ではここで脱会を認めると仮定したときにこの先に2市1町で設立した組合がやがては施設が老朽化してつくり直さないといけないとき、あるいは廃止、解散というときが訪れるであろうと。そのときに2市1町で責任を持って対応するべきことが必ず起こります。そういったものを前倒しで備前市さんに対応していただいて、費用での負担になりますけども、お願いしようということでの議論に変わってきております。そういう中で今の北部衛生施設組合の火葬場、これが例えば廃止する、あるいは新設をする、そういう事態になって必ず必要なのが現施設を解体撤去することが何年後かに必ず訪れます。そのときにはやはり2市1町で組合を設立してつくったものだからそのときの費用負担は必要になってくる。でも、将来何十年先になるかわからないときに費用負担を求めても、そのときの備前市に費用を請求することはできないであろうから、今ここで費用負担をお願いしようということに話のほうは向いておりますが、じゃあその解体撤去費が幾らになるのか、それが正確に積算できているのかどうかを検証したところ、これが非常に積算が甘い積算と言わざるを得ない状況です。したがってもっと専門を入れて正確に積算をして将来に今費用負担をいただいているのが適正ではないということが起こらないように正確を喫するべきだという議論になっております。そして、それを実現するためにはしばらく時間がかかるのではない

かと、積算あるいは調査、それをするための時間を確保するために、そうすれば来年の令和2年3月31日というのは、いささか厳しいのではないかというふうに正副管理者の中では話が進んでいるところですが、備前市としては、備前市長はそれを了解したということにはなっておりません。持ち帰って備前市議会と協議をさせていただくと、こういう返答になっておりまして、その結果というのが正副管理者の中には戻ってきていない。これが現状です。

それから、和気老人ホーム組合です。

和気老人ホーム組合も実は脱退ということでは先ほども、これに関しても先ほどの火葬場と同じ論議になってます。これについても備前の申し出は令和3年3月31日ということなので、まだ時間があります。その1年かそこらをかけて先ほどと同じような論議を調査あるいは積算をしていくことをこれから着手していこうということで考えてます。基本的には、脱退はやむを得ないものという理解は示しておりますが、そのために将来に禍根を残さないように十分な議論をする時間が必要だということを正副管理者会議の中で和気町長と赤磐市長として申し上げてる状況です。

その2組合についてはよろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） はい。

○市長（友實武則君） それから、柵原吉井特別養護老人ホーム、これについては、先ほど福木委員のほうから発言をいただきました。そのとおりでございます。そういう中で今回赤磐市議会、それから美咲町議会、それから組合議会に提案をさせていただくわけですが、これは厳しいからお願いしますよというんじゃ理論的に通らないと。それぞれの市町も財政的には相当に厳しい状況です。そういう中で少なくとも私たち赤磐市においては、厳しい行財政改革をやって何とか財政を立て直していこうと必死でやっていますよ。それをこの老人ホームもしっかりやってそれを約束しながら、またその行動も見ていただきながら論議をしないことには到底理解が得られるものではないということで条件つきでそういった運営改善をしっかり行っているということを具体的なものも示しながら、もう3年間の猶予というのを議会へ訴えていくべきだということで、正副管理者全員一致でそうしましょうということになってます。

経費節減についてどういったことをやっていくかということを示しただけ例を挙げて言いますと、例えば介護用ベッドが非常に古いものになっております。古くなって耐用年数過ぎたからこれを全台入れかえますと、年度計画でやると、全部やると数百万円かかっていくということなんですけども、それを古くなっただけで交換するのはおかしいんじゃないかと。しっかりと専門業者に検査をしてもらって部品交換とか少し補強するとか、そういったことで安価に修繕がきくものについては修繕対応にするべきだというようなことを積極的にやってくれと、言われたからやったんじゃないかと積極的にやるべきだと。そのほかの例えば館内放送設備が誤作動を起こしているとかということもあります。これも交換すれば1,000万円近い費用が必要にな

ります。これも単純に古いからということで交換をするということではなく、修繕で対応できるものは修繕で対応して少しでも延命して費用負担をそれぞれの市町に大きい負担とならないような、そういう努力が必要なんじゃないかというふうなことも言わせていただいております。また、行政の中で新年度から会計年度任用職員という制度が始まります。これについてもこの組合でもそういう雇用がありますので、これをどういうふうにするのかということも議論したときに、この組合の中でもトータルの人件費抑制を強く意識しながら制度を運用すべきだということも言わせていただいております。これを具体的にどうするかはこれからの議論になりますけども、そういったことをしっかり人件費についても必要修繕等の経費についてもしっかりと議会の理解を得られるように努力するべきだと、その上で3年間の猶予という説明をしていこうということで正副管理者で決定させていただいております。

以上ですがよろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、その他についてはないようですが、2つ、市民生活部のほうから本日、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例というパンフレットを配っていただいております。これについてはこちらのほうから配ってくださいというお願いをしております。本日配っていただいたわけですが、これについては説明は何もなしということで、皆さん読んでいただいて勉強していただきたいと思います。

それともう1つ、保健福祉部のほうなんですけど、専決処分についてはここで話はされなかったんですけど、するんですけど。

入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 専決処分については、前回説明させていただいております。それについて今度の議会で専決処分の議案を予定をしておるということで、説明自体はございませんので、よろしくをお願いします。

○委員長（光成良充君） わかりました。

では、その他皆さんございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それで、視察についてここで1つお話をさせていただきたいんですけども、6月の委員会のほうで視察について皆さんのほうから場所とかテーマについてお願いをしていたのですが、皆さんのほうから何かございますか。

○委員（岡崎達義君） この間行ったから……。

○委員長（光成良充君） それは市内で。それ以外の部分で。県内、近隣県外ってということで、勉強しに行くってということで。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） わかりました。それじゃ、また皆さんのほうで考えていただいて連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） とりあえずどこか締めを決めないと。

○委員長（光成良充君） 締めはね。

○副委員長（原田素代君） もしなかったら正副委員長に任せてもらうかもしれない。

○委員長（光成良充君） では、9月末までということをお願いしますか。お願いします。

では、もうないようですので、以上をもちまして第8回の厚生常任委員会を閉会したいと思います。閉会に当たりまして前田副市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 委員の皆様につきましては、本日第8回の厚生常任委員会、大変お忙しい中、慎重なる審査をいただきましてまことにありがとうございました。私たち執行部のほうもこの委員会の中で慎重な審査をいただけますように説明のほうもわかりやすい説明というようなことにも今後努めてまいりたいと思います。きょういただきました御意見等、今後の事業推進に図ってまいりたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございました。

それでは、本日の委員会閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会